

別紙7-2 都市計画道路「東三河環状線」について

都市計画道路「東三河環状線」に関する事項

- ・ 敷地内の東三河環状線については、占有手続きは市が行う。
- ・ 東三河環状線を送泥管等が横切る場合、送泥管は露出で構わない。
- ・ 東三河環状線を横切って埋設する場合の深度は、900 mm以上とする。
- ・ 東三河環状線が建設されることになった場合は、市の費用負担で切り回す予定である。